

(第1号様式)

様式はホームページからダウンロードできます

排水槽設計協議申請書

(あて先)

京都市公営企業管理者
上下水道局長

年月日

住所

申請者 氏名
電話

- 1 下記により排水槽を設置したいので、京都市建築物における排水槽の構造、維持管理等に関する要綱
第5条の定めにより、設計協議の申請を致します。
この申請に関する一切の権限を代理申請者に委任します。

申請場所			
建物名称	排水槽に 係る下水 の種類	建築用途	例) ホテル、集合住宅等
		汚水 <input type="checkbox"/> 雜排水 <input type="checkbox"/> 溝水 <input type="checkbox"/> 雨水 <input checked="" type="checkbox"/>	排水槽に流入する下水の種類に☑
代理申請者	住所 氏名 電話		
元請建築業者	住所 氏名 電話		
京都 市 指 定 下 水 道 工 事 業 者	住所 氏名 電話		

- 2 この申請に関して、以下の内容について誓約します。

上記の申請場所に計画する排水槽は、京都市上下水道局の定めた「京都市建築物における排水槽の構造、維持管理等に関する要綱」の規定を順守し排水槽等に係る臭気（悪臭）公害等を起こさないよう、当方にて適正な維持管理に努め貴局並びに付近住民にご迷惑をかけないことを確約致します。また、浸水のおそれのある道路面より低い地下構造部分についても、当方にて十分な対策を講じます。

(添付書類)

- ①排水槽一覧表（第2号様式）
- ②位置図（付近見取図に位置を明記したもの及び
下水道法23条に定める公共下水道台帳（カラー））
- ③計算書（排水槽の容量計算及び排水ポンプの計算）
- ④アイソメ図
- ⑤排水槽の構造図（平面図及び断面図）
- ⑥配管図（平面図及び系統図）
- ⑦排水ポンプの型式（排水量、揚程、出力、消費電力及び性能曲線図等）
- ⑧その他管理者が必要と認める書類

受付欄	印
年月日	
設計協議番号	—

※京都市上下水道局ホームページ（トップページ）→事業者のみなさまへ→排水設備工事→
排水槽（ビルピット）の基準及び設置等の手続きについて

●提出書類

排水槽設計協議申請書（第1号様式）及び添付書類 1部

- ・正本は下記の添付書類①～⑧の番号で目次を作成し、インデックス（番号のみ）を付ける。
- ・提出ファイル（フラットファイル等）に背表紙等のタイトルの記載は不要

●添付書類

①排水槽一覧表（第2号様式）（上下水道局HPに様式あり）

※記入する数値は計算書、各種図面及びポンプの仕様書等と整合させること

②位置図

- ・付近見取図に位置を明記したもの（方位記入のこと）
- ・公共下水道台帳に位置を明記したもの（カラー印刷）（上下水道局HPから取得可）

③計算書（排水槽の容量計算及び排水ポンプの計算）

- ・上下水道局HPに計算様式有り

④アイソメ図

⑤排水槽の構造図

- ・平面図（槽及び釜場の寸法を記入すること）
※取付管の新設、既設利用及び撤去を明示すること
- ・断面図（ポンプの水位設定、流入管、通気管等の寸法を記入すること）

⑥配管図

- ・平面図（排水設備平面図）排水の種類毎（槽、圧送管を含む排水設備）に色付けし、明示すること

※湧水槽、雨水槽を設置する場合は流入対象範囲を明示すること

- ・立面図（排水系統図）

※地下水位を明示すること（地下水が確認されなかった場合は不要）

⑦排水ポンプの型式（カタログコピー可）

- ・寸法図（運転可能最低水位等確認できるもの）
- ・性能曲線図（ポンプ標準試験成績表）※仕様点を明示すること
- ・タイマー制御方法の確認できる資料（汚水槽、混合槽、雑排水槽）
※2時間以内で設定し時間明示すること

⑧その他管理者が必要と認める書類

- ・例：柱状図等地下水位が確認できるもの

※まず担当者で申請書類を確認し（記載事項に不備がないか、必要な書類が添付されているか等）、

補正等がある場合は、補正が完了後に届出完了（受付）とし、そこから決裁をとります。

決裁期間は、排水槽の個数等によりますが、標準で2週間程度（10営業日程度）かかります。

なお、決裁期間中も補正を依頼する場合があります。